

令和5年関川村議会9月（第7回）定例会議会議録（第1号）

○議事日程

令和5年9月7日（木曜日） 午前10時00分 開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 議会運営委員長報告
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 一般質問
- 第 5 報告第 9号 専決処分の報告について（令和5年度関川村簡易水道事業会計補正予算（第2号））
- 第 6 報告第10号 令和4年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 第 7 認定第 1号 令和4年度関川村各会計の決算認定について
- 第 8 認定第 2号 令和4年度関川村下水道事業会計の決算認定について
- 第 9 認定第 3号 令和4年度関川村簡易水道事業会計の決算認定について
- 第10 議案第42号 関川村税条例の一部を改正する条例
- 第11 議案第43号 権利の放棄について
- 第12 議案第44号 令和5年度関川村一般会計補正予算（第4号）
- 第13 議案第45号 令和5年度関川村介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 第14 議案第46号 令和5年度関川村有温泉特別会計補正予算（第2号）
- 第15 同意第 3号 関川村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

○本日の会議に付した事件

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 議会運営委員長報告
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 一般質問
- 第 5 報告第 9号 専決処分の報告について（令和5年度関川村簡易水道事業会計補正予算（第2号））
- 第 6 報告第10号 令和4年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 第 7 認定第 1号 令和4年度関川村各会計の決算認定について
- 第 8 認定第 2号 令和4年度関川村下水道事業会計の決算認定について

- 第 9 認定第 3号 令和4年度関川村簡易水道事業会計の決算認定について
- 第10 議案第42号 関川村税条例の一部を改正する条例
- 第11 議案第43号 権利の放棄について
- 第12 議案第44号 令和5年度関川村一般会計補正予算（第4号）
- 第13 議案第45号 令和5年度関川村介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 第14 議案第46号 令和5年度関川村有温泉特別会計補正予算（第2号）
- 第15 同意第 3号 関川村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

○出席議員（10名）

1番	小 澤 仁 君	2番	加 藤 つや子 君
3番	川 崎 哲 也 君	4番	近 敬 志 君
5番	近 壽 太 郎 君	6番	加 藤 和 泰 君
7番	高 橋 正 之 君	8番	菅 原 修 君
9番	平 田 広 君	10番	鈴 木 紀 夫 君

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により出席した者

村 長	加 藤 弘 君
副 村 長	角 幸 治 君
教 育 長	佐 藤 修 一 君
総 務 課 長	野 本 誠 君
住 民 税 務 課 長	田 村 清 洋 君
健 康 福 祉 課 長	渡 邊 浩 一 君
農 林 課 長	富 樫 吉 栄 君
建 設 課 長	河 内 信 幸 君
教 育 課 長	渡 邊 隆 久 君
診 療 所 事 務 長	須 貝 博 子 君

○事務局職員出席者

議 会 事 務 局 長	熊 谷 吉 則
-------------	---------

議会事務局副主幹

小 池 由 美 子

午前10時00分 開 会

○議長（小澤 仁君） おはようございます。

ただいまの出席議員は10名です。定足数に達していますので、これより令和5年関川村議会9月（第7回）定例会議を開会します。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

議事進行によろしくご協力をお願いいたします。

例規集等閲覧のため、議員及び執行部の皆さんにのみ、議場におけるタブレット端末等の使用を許可します。

日程第1、会議録署名議員の指名

○議長（小澤 仁君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会議の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、4番、近 敬志さん、5番、近 壽太郎さんを指名します。

日程第2、議会運営委員長報告

○議長（小澤 仁君） 日程第2、議会運営委員長の報告を行います。

議会運営委員長から、本定例会議の会議日程（案）について報告をお願いします。議会運営委員長。

○議会運営委員長（近 壽太郎君） おはようございます。

本定例会議の会議日程及び議案の取扱い等について申し上げます。

去る8月29日、役場第2会議室において、令和5年9月（第7回）定例会議の運営について、委員及び議会事務局職員出席の下、議会運営委員会を開催いたしました。

その協議の結果について報告します。

最初に、会議日程については、お手元に配付の会議日程表（案）のとおりです。

まず、本日の会議では、会議日程の決定後、諸般の報告、一般質問を行い、その後、各議案の上程を行います。その後、常任委員会を開催し、付託議案の審査を行います。

なお、令和4年度の決算認定につきましては、例年どおり、決算審査特別委員会を設置し、審議を行います。

8日及び11日は、決算審査特別委員会を開催し、付託議案の審査を行います。

12日から15日までは、議案調整、各委員長の事務整理日とします。

19日は午後3時から本会議を開催し、各委員長から委員会審査の報告を受けた後、採決を行い

ます。

なお、追加議案が上程された場合は当日審議をし、即決とします。

次に、議案等の取扱いについて申し上げます。

報告第9号は、専決処分の報告案件です。単独上程し、提案理由の説明を求め、質疑を行い、報告を終わります。

報告第10号は、令和4年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告案件です。報告を求め、質疑を行い、報告を終わります。

認定第1号から認定第3号までは、令和4年度の各会計及び下水道事業会計並びに簡易水道事業会計の決算認定案件です。一括上程した後、決算審査特別委員会を設置し、これに付託します。

議案第42号は、条例の一部改正案件です。単独上程し、提案理由の説明を求め、質疑・討論を行い、即決とします。

議案第43号は、権利の放棄案件です。単独上程し、提案理由の説明を求め、質疑・討論を行い、即決とします。

議案第44号から議案第46号までは、各会計の補正予算案件です。それぞれ単独上程し、提案理由の説明を求め、質疑・討論を行い、即決とします。

同意第3号は、固定資産評価審査委員会委員の同意案件です。単独上程し、提案理由の説明を求め、質疑・討論を行い、即決とします。

次に、一般質問について申し上げます。

一般質問の通告は8月21日正午で締め切り、5名が本定例会議において質問を行います。

次に、請願・陳情につきましては、お手元に配付の陳情文書表のとおりです。所管の常任委員会において審査をお願いします。

以上で報告を終わります。

○議長（小澤 仁君） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） 質疑なしと認めます。委員長、ご苦労さまでした。

お諮りします。本定例会議の会議日程は、議会運営委員長報告のとおりとしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） ご異議なしと認めます。したがって、本定例会議の会議日程は、お手元に配付の会議日程表（案）のとおり決定しました。

日程第3、諸般の報告

○議長（小澤 仁君） 日程第3、諸般の報告を行います。

本定例会議までに受理した陳情等は、お手元に配付しました文書表のとおり、所管の常任委員会に付託しましたので、ご報告します。

地方自治法第235条の2第3項の規定により、令和5年7月分の例月出納検査結果報告書が提出されています。議員控室に保管していますので、ご覧ください。

以上で諸般の報告を終わります。

村長から、定例会議開会に当たり、挨拶の申出がありました。これを許可します。村長。

○村長（加藤 弘君） おはようございます。

議員の皆様には大変ご多用のところ、令和5年関川村議会第7回定例会議にお集まりいただき、ありがとうございます。

今年は4年ぶりに大したもん蛇まつりを開催いたしました。猛暑の中、大蛇パレードには大勢の皆様にご参加をいただき、大変ありがとうございました。

コロナ禍前の前回にも増して賑わいがあったように感じましたし、何よりも久々に大蛇を担ぐ村民の皆様、関川中学校の生徒さん、IVUSAの学生の皆さんをはじめ担い手の元気な姿と沿道にあふれる観客の姿を見て、村の賑わいの大切さを改めて感じ取った次第であります。

さて、昨年8月豪雨災害から1年がたちます。長らく休館しておりました高齢者生活福祉センターゆうあいの復旧工事も終わり、再開をいたしました。

県道では、通行止めでご不便をおかけしておりました深沢の土橋の工事も終わり、8月末には全面開通となりました。

村道や農地の復旧に関しましては、現在も新潟県や県内自治体等からの職員派遣をいただきながら、鋭意事業の進捗に努めているところでございます。

JR米坂線の復旧、湯沢集落や高田集落の治水砂防対策をはじめ課題は山積みしておりますが、国や県と連携を図りながら、一日も早い復旧復興に向け、全力で取り組んでまいります。

今年の夏は、豪雨に見舞われた昨年とは一転して雨が降らず、ここに来てようやく雨模様となりましたが、9月に入ってもまだまだ暑い日が続くようであります。

米に関しましては、例年より早い稲刈りとなっておりますが、品質・収量等を大変危惧しているところでございます。

さて、本定例会議に提案いたしますのは、専決処分の報告案件1件、財政判断比率等報告案件1件、決算の認定案件3件、条例の一部改正案件1件、権利放棄案件1件、補正予算案件3件、人事案件1件、以上合わせて11件であります。追って上程の際に詳細にご説明を申し上げますので、慎重審議の上、ご賛同いただきますようお願いいたします。

○議長（小澤 仁君） 以上で村長の挨拶を終わります。

日程第4、一般質問

○議長（小澤 仁君） 日程第4、一般質問を行います。

質問の通告者は5名です。発言を許可します。

初めに、6番、加藤和泰さん。

○6番（加藤和泰君） 道の駅ちぐら館・あいさい市の運営について。

①ちぐら館の運営について、受託事業者であった株式会社ヤマサ商事から後継事業者に変更となりました。この経緯について説明を求めます。

②事業者の変更により、生産者や来場者への影響を最小限にするため、運営に当たる定員については後継事業者で全員再雇用する等の対応が必要と考えますが、従業員確保を含めて順調に運営できているかお聞きします。

村長の施政方針「道の駅の整備」の中で、「芝生広場のオープンに伴い、コンビニエンスストアの誘致を進めることとし」とありますが、その進捗状況についてお伺いします。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 加藤議員のご質問に順次お答えをいたします。

初めに、道の駅ちぐら館・あいさい市の運営についてでございますが、まず、事業者変更の経緯については、議員ご案内のとおり、ちぐら館・あいさい市のテナント事業者として、令和3年2月に株式会社ヤマサ商事に対し施設の使用許可を出し、営業をいただいているところです。

しかし、事業者募集時に、ヤマサ商事側から示された事業計画は、全体として進捗の遅れが見られる中、あろうことに、7月31日をもって店長及び従業員が一斉退職することが明らかになり、大型遊具のオープンや4年ぶりの大したもん蛇まつりの開催を間近に控え、事業計画の進捗はおろか、経験者がいなくなるにより、あいさい市・ちぐら館の円滑な運営も懸念されることから、やむを得ず使用許可を取り消したものです。

次に、事業者変更の影響の有無についてですが、議員ご指摘のとおり、事業者を変更することによる生産者や来場者への影響は最小限にしなければならず、そのためには、これまでちぐら館・あいさい市で働いていた方々を雇用することが望ましいと私としては考えておりました。

公社では、当該事業を引き継ぐため従業員を急遽公募した結果、これまでちぐら館・あいさい市に携わってきた方々から応募をいただき、運営に必要な体制は整ったところであります。このため、現時点で生産者や来場者等における混乱などは見受けられず、順調に運営できているものと考えております。

今後とも、生産者や来場者視点に立った事業展開を主導し、道の駅の魅力を高めてまいります。

次に、道の駅へのコンビニエンスストア誘致についてですが、議員ご指摘のとおり、これまで施

政方針や議会答弁等において、道の駅への飲食店の誘致の延長線上としてコンビニエンスストアの誘致を表明したところであり、現在もその方向に変更はありません。

現在、その用地を確保するため、アチューロを解体するための国の補助事業の採択を目指しているところです。しかしながら、補助事業の採択については流動的なところがありますので、コンビニの誘致と並行し、別途、道の駅に飲食機能を持たせられるような取組についても検討してまいりたいと考えております。

具体的には、キッチンカーの誘致であるとかあるいはあいさい市の活用、飲食イベントの実施などを想定し、検討を進めてまいります。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。

加藤和泰さん。

○6番（加藤和泰君） ちょっと順番が逆になりますけれども、再質問、コンビニの部分からお聞きしていきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○議長（小澤 仁君） どうぞ。

○6番（加藤和泰君） 今ほど、村長のご答弁でアチューロの解体というお話がございました。具体的にそういう部分を聞いたのは初めてかなと思うんですけれども、一応解体の方向ということでお考えということによろしいのでしょうか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。副村長。

○副村長（角 幸治君） コンビニの誘致についてですけれども、今の道の駅の敷地では面積が不足するため、アチューロを解体し、その跡地を活用して、コンビニエンスストアの誘致も含めて、あの一帯を再開発したいというふう考えているところでございます。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。

加藤和泰さん。

○6番（加藤和泰君） 分かりました。

以前の議会の中で、アチューロの空調がもう駄目だというお話もお聞きした中で、たしか修繕には3,000万円ぐらいの経費がかかるようなお話もお聞きしたので、あそこを解体して有効な利活用というのはまず方向的には非常によろしいんじゃないかなというふうにお聞きをいたしました。

次に、今回のちぐら館・あいさい市の件につきまして、新聞等でも取り上げられている中で、村民の皆さんも非常に関心のあるところというふうな思いから再質問を続けていきたいと思っております。

今回、まず初めに、主に紙面上で説明されている部分について何点かお聞きしていきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

まず、テナント事業者取消しの理由として、事業計画の遅れを挙げ、特にあいさい市の活用とちぐらへの農産物を出品する際の手数料引下げを求めてきたが改善されなかったと説明。ヒアリング

して指導も行ってきた。同社には、これまでも特にあいさい市の活用や手数料の低減など、事業計画の進捗をお願いしてきたが改善が見られなかったとありました。

村から運営会社へ手数料率の引下げを含めまして、幾度か協議してきたということでよろしかったでしょうか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。副村長。

○副村長（角 幸治君） ヤマサ商事へのヒアリングですけれども、新聞等に例示されている項目以外にも全体的にヒアリングを行いまして、その都度、進捗を確認してきたところでございます。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。

加藤和泰さん。

○6番（加藤和泰君） 報道の中でもありましたが、ちょっとあまりにも急な展開だったのではないかとこのところもあったわけですが、いろいろな協議、いつ頃から、例えば月1回ということはないのかもしれませんが、2か月、3か月に1回程度協議してきたなどの記録、記憶がありましたらお答えください。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。副村長。

○副村長（角 幸治君） 事業の確認については、使用許可をして以降、年に二、三回、行ってきたところでございます。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。

加藤和泰さん。

○6番（加藤和泰君） それでは、運営を引き継ぐに当たりまして、前運営会社の在庫、それから設備投資をしてきた部分なんかもあるかと思うんですけれども、これらの物件についてはどのように処理をしたというか、引継ぎをなされたかというところをお答えください。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。副村長。

○副村長（角 幸治君） 在庫や備品等については、顧問税理士を通じまして先方と協議をして適正な金額で引き継いだところでございます。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。

加藤和泰さん。

○6番（加藤和泰君） ということは、双方合意の上、引継ぎがなされたという理解でよろしいでしょうか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。副村長。

○副村長（角 幸治君） そのように認識しております。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。

加藤和泰さん。

○6番（加藤和泰君） 次に、施設を運営していた従業員を公募によってでしょうか、7人でしょうか、そのまま運営に携わるというふうに、今の体制で引き続き雇用したということですが、施設を運営していた従業員7人が一斉に退職届を提出したというふうな報道がありまして、村は元従業員の皆さんとは面談をしたというようなお話もありますが、これは間違いございませんでしょうか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 私の方からお答えをさせていただきます。

まず、6月19日にヤマサ商事の方から従業員の一斉退職があったという連絡があったと私は報告を受けています。それが19日でした。そのときに、人材というのは企業の宝ですから、それが一斉退職するというので、これはどうなっているんだろうなという率直に疑問がありまして、これはひょっとしたら勤務条件の改善の労使交渉みたいな会社の内部の話なのか、そもそももう会社をやめるという話なのか、私の心の中でどういう状況かなと思ったものですから、仮にもし本当にやめるとなると、あいさい市・ちぐらの運営に大きな支障が生じるということがありまして、しかも、もう大したもん蛇が始まる、あるいは大型遊具が開設するというときに、そこでトラブルをしていて利用者に迷惑をかけるわけにいかないという思いがあって、社員の皆様の真意がどうなのかということを確認をしないと手の打ちようがないということで確認をさせていただいているところです。

それは何を確認したかというのは、要は本当に辞める気なのかと、辞めた後どうするんですかと、そういうような話を従業員の方から聞かせていただいて、私の今後のちぐら館に対する方向づけの参考にしようということで従業員から聞かせていただきました。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。

加藤さん。

○6番（加藤和泰君） 今のお聞きした部分ですが、もし村がこの7名の従業員に対して新しい体制での雇用を約束したような事実があるのか、新聞記事にありましたが、村が後ろ盾を与えた形になったとも取られるような気がしたところでありまして、事情を聞いた中で雇用を約束したものではないという理解でよろしいでしょうか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） まず私が考えたのは、これから人がどんどん入るときに、そんな労使でトラブっているような企業に果たして任せられるのかという判断があって、使用許可の取消しを急遽したのは、事業計画の遅滞だけであれば突如する必要はなかったんですけども、従業員が一斉退職して8月からノウハウのある人がいなくなっちゃうという状況の中で、8月、これから人の入り込みが見込める中でそういう状況ですから、それも早く判断しなければならぬということで、要はそういう体制が機能しないということで判断をしたわけで、事業計画の遅滞のみで判断したわけで

はありません。

○議長（小澤 仁君） いいですか、加藤さん、今の答弁で。加藤和泰さん。

○6番（加藤和泰君） お聞きしたかったところが、いろいろお話を従業員から聞いた中で、公社体制になるとお話をされたのかはあれですけれども、そうなった場合に、雇用を約束したものかどうかというところをお答えください。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 今申し上げましたとおり、まずは7月末以降の体制をどうしなきゃならないのかというのが私の頭の中にあって、使用許可を取り消しましたけれども、その段階では実は私の頭の中でも、この後の対応どうすべきかというのは随分悩みまして、事業者さんからも引継ぎをどこにするんだという話もいただいたんですけれども、まだそれは考えていないと。真実考えていなくて、その後、それこそ民間、ほかの企業に任せたらいいのか、どうすればいいかということをお自身が悶々と悩み続けておりました。

そんな状況でありますので、公社の理事会にそれを諮ったのは7月13日に諮って、事情を説明して、理事の全ての方から意見をいただいて、その方向でいだろうというご賛同をいただいたのが7月13日です。

ヒアリングしたのは6月27日ですから、この段階では、後の後継のことを全然考えていない段階で、雇用を引き受けるなどという話は一切ありませんし、それは従業員全ての方に聞いていただければ間違いございません。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。

加藤和泰さん。

○6番（加藤和泰君） そうすると、事情を従業員の皆さんにお聞きした上でということで、その中の状況を聞いたということでの理解でよろしいかなというふうに認識しました。

次に、同じくこれも紙面で、当時の従業員の一部が村の運営会社に対する評価を不当に下げる行為を働き、今回の取消しにつながったと訴えるとありますが、この一部の従業員、恐らく元店長なる方だと思いますが、この従業員が紙面に記載のように村に働きかけた事実がありますか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。副村長。

○副村長（角 幸治君） 元店長から、そのような書面は村に提出されております。

ただし、村としての判断は、あくまでも答弁したとおり、これまでの進捗の遅れ、そして突然の一斉退職、そこがポイントになっておりますので、直接その申入れが判断の基になったということはありません。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。

加藤和泰さん。

○6番（加藤和泰君） 私の手元に、村の公文書の公開請求により公開された1枚の文書があります。後の質問に関連するので少し要所を読み上げさせていただきますが、よろしいでしょうか。

○議長（小澤 仁君） どうぞ。

○6番（加藤和泰君） 関川村役場御中。令和5年5月吉日。ちぐら館・あいさい市について。ちぐら館・あいさい市責任者。個人名は省きます。

背景、皆様ますますご清栄のこととご拝察申し上げます。平素より一方ならぬご協力に預かり、誠にありがたく存じております。さて、令和3年2月より、株式会社長ヤマサ商事としてちぐら館・あいさい市運営のご採択を頂戴しましたが、提出済みの別紙事業計画進捗表のとおり、事業計画の大半が達成不可能であります。今後もヤマサである限り、計画の実現はおろかコンプライアンスなき企業として、お客様、生産者、貴役場に多大なるご迷惑をおかけしますため本書を提出する次第です。お客様、生産者、スタッフが直面する現況の根拠を順を追ってご説明申し上げます。まず、ご採択いただいた時点から、ヤマサ役員及びトラベルサービス加藤氏は、事業計画を一部でも実行する気概が皆無でありました。後に、加藤氏は取締役を解任されておりますが、両者には経営ビジョンも行動力も全くなく、利益のみが目的であって一切の自助努力がなかったこと、スタッフや生産者に限らず、貴役場職員の方も周知の事実であります。幾度となくスタッフも交え改善を求めてまいりましたが、なしのつぶてであったことは言うまでもありません。役場におかれましては、公明正大の下、テナント事業者の契約解除をご決断くださいますようお願い申し上げます。

最後にこのように締めくくられています。

役場ではこの文書を令和5年5月26日付で受付し、地域政策課課員に回覧された形跡があります。要するに、元店長は自身を雇用している企業並びに他者の評価を下げ、自身を過大評価、PRしているわけであります。

一企業の雇われ人が行政にこのような直談判をするような行為は、雇用契約上、運営会社の就業規則に違反する行為であり、一般論として考えますと非常識極まりない行為とも取れるわけですが、課内でこのように回覧までしていただいて、この文書を村はどのように扱ったのでしょうか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） そういう文書が来たということを私は全然実は知らなくて、ある週刊誌にそれが書いてあったので、こんなの来てんのかという話を実はして、そういう回覧が来ていますという話でした。言わば、加藤議員も含めて、事業に関わる会社の中の内紛です、あれは。私らは役場の中で、経営者と従業員がいろんな言い争いをしていて、その従業員の方がああせいこうせいと言ったって、そんな話は役場が取り合う話ではないので、むしろ会社のマネジメントの中で解決すべき問題に我々が関与する気もないし、何で俺に見せなかったのかと話をしたら、彼は様々ないろんなことを思いがあれば言うタイプみたいでして、いちいちそんな話を取り上げる必要も全くない話

ですから、来たことはあるんですけども、わざわざ村長に上げるような中身じゃないということで放置をしていたというのが実態です。

むしろ私からすると、こんな形にならないように会社なり皆さんで十分協議して、円滑な運営をいただければよかったなど、ありがたかったなど残念で仕方がないところです。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。

加藤和泰さん。

○6番（加藤和泰君） よく分かりました。

この文書の中で、運営会社並びにもう1社の決算内容に関する記載があります。令和3年に村が運営会社を公募し、その応募の際、2社の決算書が村に提出されています。しかしながら、厳重に封印して村に提出されていることから、この元店長が2社の決算内容を把握することは極めて困難であるというふうに思いますが、元店長が決算内容に関する資料を目にした、または決算書が手元にあるのであれば、これは想像の範囲でありますが、行政側から情報が漏えいしたのではないかというふうにも受け取れますが、そのような事実は全くございませんでしょうか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。副村長。

○副村長（角 幸治君） そういった事実は認識しておりません。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。

加藤和泰さん。

○6番（加藤和泰君） 分かりました。

少し私も引き続きこの件は調べてまいりたいと思います。

次に、今後のちぐら館・あいさい市の運営についてお聞きしていきたいと思います。

現状の管理公社体制での運営は、検討を進め、今年度内には方向性を示したいとの報道がありました。基本的には、村は公社での運営継続が望ましいという考えではないという認識でしょうか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 実は、私は管理公社にこれを任せたのも苦渋の決断というか、本当は管理公社に任せたくなかったんですけども、悩み悩んだときに、管理公社の職員に、今こんな状況で誰か受ける人いないかねという話を内々したときに、ノウハウある人がいれば管理公社でもやれないことはないという話があって、これはもう管理公社に一時的にお願いするしかないかなという判断をしました。

私は、むしろほかの道の駅がどうしているか分かりませんが、様々な農家の出品者とかそういう方々とかも含めて、共同の会社のようなものがある、そこでみんなが持ち寄り、利益を出し、利益の配分も公正に透明性のある中で配分するというような、そういう形で開かれたものになるのいいのかなと実は思っていて、そういうものができないか、これからいろんな事例を調べな

がら、場合によっては村民の方々も、今ここの収入、これぐらい増えているんだねと分かるぐらいの、そういう透明性のあるものがないかなということ検討していきたいなと考えておりました、未来永劫、管理公社でさせるという気は毛頭ございません。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。

加藤和泰さん。

○6番（加藤和泰君） 今後の運営について、管理公社体制でずっとというお考えがないということをお聞きしました。1社で運営していくというのもなかなか難しい。どうしても会社でありますので、会社は利益を追求していく、これまた会社の役割でありますので、そういうふうになっていくんでしょうけれども、何かいい方法がきっとあるのかなという期待を込めておりますし、あれだけの大型遊具が入ってきた中で、村の観光の中心をつかさどるところでありますので、引き続き、適正な運営を模索していただければなというふうに思います。

先程公開いただいた文書の中で、最後に触れたいと思うんですけれども、つきましては、今まで培ってきた知識と経験を生かし、私が設立する法人で新たなる計画を実行し、店舗運営を担いたく存じますというふうに書かれています。確認ですが、今後、この元店長は相当なやり手というふうにお聞きしておりますけれども、この方が設立済みの法人で運営することを約束したものであるという認識でよろしいでしょうか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 断じてありません。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。

加藤和泰さん。

○6番（加藤和泰君） 安心しました。

今回、前運営会社の方は、ちぐら館・あいさい市からの撤退という結末になったわけではありますが、様々な事情があるということは一通り説明いただきましたし、来るべき新しい運営体制となるときには、私はこのもう一方の当事者の方でしょうか、個人攻撃をするわけではございませんけれども、やはり騒動の責任の一つもあろうかと思うんですね。ですので、この方にもやはり一旦退いていただくというのが、これがやはり筋ではないかというふうを感じるわけではありますが、いかがでしょうか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 店長に対しては様々な情報というか、うそか本当か分からないものがもうあちこちに散らばっていて、私のところに様々な話がありましたけれども、要はこれを突き詰めて考えると、会社の内部の従業員と経営者のトラブルの問題であって、そんなものは会社で本当は解決してほしい話なんです。まるで、この記事を見ると役場が悪いような感じになっているんですけれ

ども、私はいかに道の駅をよくしていきたいかということでの判断をしていますので、社内のもめごとは基本的には社内で解決していただきたいと私は思っておりますし、もし何だったら、加藤議員も従業員の方々あるいは店長の方々、皆さんの意見をよく聞いていただければありがたいと思います。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。

加藤和泰さん。

○6番（加藤和泰君） このたび管理公社、村の外郭団体が運営するということになったことについては、私たち議員にとっても責任ある部分もありますので、引き続きいろいろ情報を収集しながらまいりたいというふうに思いますけれども、私もこういうことをお聞きするのはあくまでもあの道の駅、先程申し上げましたとおり、下越圏域最大の遊具も入ったり、温泉があったり、ちょっと特殊な道の駅というふうに認識しております、村の観光の中心的なところでありますので、そこで様々な物事が村外に発信されるのはやはり村にとってもあまりよろしいことではないわけでありますので、その辺、きちんと運営されていくことを切に希望していろいろお聞きしたわけでありますので、どうぞその辺はご理解いただきたいと思います。

今後、私たち議会の方も、いろんな報道もありましたし、しっかりと道の駅の運営について注視しつつ取り組んでいきたいと思っておりますし、その辺、また今後ともしっかりとやっていただきたいという期待を込めまして、私の一般質問を終わらせていただきたいと思っております。ありがとうございました。

○議長（小澤 仁君） 以上で加藤和泰さんの一般質問を終わります。

次に、5番、近 壽太郎さん。

○5番（近 壽太郎君） 5番、近です。

私の質問は、温泉橋における水道管落下に関する詳細と対策ということで質問させていただきます。

8月1日のお昼頃、温泉橋桁下に設置されている水道管の落下により、湯沢・川北地区が断水するという事故が発生いたしました。幸い、関係者の努力により早期に仮復旧しましたが、地域住民は対応に追われ、不安な日を過ごすことを余儀なくされました。

水は我々人間の生命線であり、最大の危機管理をもって運営されなければならないと思っております。今回の事故原因を究明し、再発防止へとつなげてもらいたいとの観点から、以下の質問をいたします。

①原因についての詳細説明。

②完全復旧に向けての今後の対応と予定。

③再発防止の管理体制。

以上3点お願いいたします。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 近議員のご質問に順次お答えをいたします。

このたびの温泉橋添架管の落橋による断水につきましては、川北地区、湯沢地区の皆様にご不便とご迷惑をおかけし、改めておわび申し上げます。

また、仮復旧に係る資材、労務を提供していただいた企業の方々、応急給水に駆けつけていただいた近隣自治体の皆様にも感謝を申し上げます。

本案件の水道管は、水管橋は昭和50年に架設され48年経過した口径が150ミリの鋼管です。温泉橋の鋼桁に支持金具を設置し添架しており、各橋脚に水平方向の伸縮を吸収するジョイントを配置する構造になっております。

8月7日に橋梁点検車による近接目視で落橋箇所と残存部分の調査を行いました。落橋した箇所は左岸側の2径間目で、2本目の橋脚のジョイントまでとなっており、橋脚の手前で水管橋が座屈し、橋脚上のジョイントごと引っ張られて落橋したものと思われま

す。残存箇所は結露が原因と思われる保温筒の腐食が見られ、支持金具、受台中央部の腐食が著しく、特に左岸側の1径間目の支持金具、受台は腐食して脱落している箇所もありました。

また、温泉橋の床板の伸縮装置の隙間からは雨水がジョイントの真上に落ちる状況となっており、結露に加え、雨水や凍結防止剤を含んだ融水の影響で腐食が著しく進行したものと推測され、残存する全てのジョイントの腐食が著しい状況となっておりました。

以上のことから、村では、落橋の原因は結露の繰り返しと凍結防止剤による支持金具及びジョイントの腐食の進行によるものと推測しています。

また、目視可能な右岸側の5径間全ての支持金具の受台は全て交換済みとなっており、落橋した箇所は荒川の流れの頭上に位置し黙視不可能なことから、支持金具やジョイントの腐食の状況を確認できていなかったものと推測されることから、これも一つの要因であると考えています。

本復旧のスケジュールについてですが、残存している管内の状況を専用のカメラで今月中に調査する予定にしております。この結果を取りまとめ、本復旧に向け温泉橋の管理者である新潟県と協議しながら詳細設計を行い、早ければ令和6年3月に工事を開始し、出水期前の6月中には完成をしたいと考えておりますが、工事の規模によっては出水期を挟むため、12月までずれ込む可能性もあります。

再発防止の管理体制についてです。

今回の事故を受け、国の水道施設の点検を含む維持修繕の実施に関するガイドラインにより、おおむね5年に1回の頻度で点検を行うとありますので、直接目視可能な箇所についてはこれを遵守し、橋長が長い箇所については、添架先の橋梁管理者に5年に1度の橋梁点検時の水管橋の状況を

開示していただいて確認したいと考えております。

なお、村道橋については、今年度の点検から上下水道、電気通信等の占用物件の状態の点検を追加して対応いたしたいと考えています。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。

近 壽太郎さん。

○5番（近 壽太郎君） まず1点目ですけれども、思われるということなんですけれども、実際、事故後、それを確認しているのでしょうか。また、私もそこを見に行ってきたんですけれども、川の流れている部分は確認できなかったんですけれども、右岸側であれば河川敷でございますので、容易に下からでも見られるわけです。やっぱり、そこから見てももう腐食しておりましたから、これはどう考えても、県の橋梁検査はあったにしても、常にそういう体制で点検できる場所があるわけですので、その辺はどうだったのでしょうか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。建設課長。

○建設課長（河内信幸君） 議員のご指摘のとおり、村では温泉橋に関して言いますと5年に一遍、橋梁に占用申請を行っておりますので、その更新の時点で写真等を撮影して添付することになっております。そのときに点検をしているということでございます。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。

近 壽太郎さん。

○5番（近 壽太郎君） 橋梁点検というのは県がやると思うんですけれども、これを開示してもらうというのは、どんな方法で開示してもらうのでしょうか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。建設課長。

○建設課長（河内信幸君） 新潟県村上地域振興局の方にお願ひして、結果の方を開示していただくということでございます。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。

近 壽太郎さん。

○5番（近 壽太郎君） これは誰がどういうふうにして確認するのかというところまでやっていかないと再発防止につながらないと思いますので、その辺は事細かく計画していくのでしょうか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。建設課長。

○建設課長（河内信幸君） まず、5年に一遍、橋梁の管理者ということで新潟県の村上地域振興局の方で橋梁点検を実施するわけですけれども、そのタイミングを教えてくださいまして、そのときには詳細の写真等の撮影をお願いいたしまして、それを開示していただくということで考えております。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。

近 壽太郎さん。

○5番(近 壽太郎君) 今のこの管というのは昭和50年に設置されているわけですがけれども、半世紀近く経過しているわけです。これは今回の事故だけでなくて村全体がそういう状況になっているというふうに考えられます。

今後も、そういう事故が起きた場合の住民への周知とか連絡方法、これからも起きることが想定されます。そういったときには、今回みたいに、住民に不安を与えるような周知の仕方、いつ復旧するか今のところ分かりませんという、実際そうなんでしょうけれども、その後、例えば仮復旧が思ったよりもスムーズに行ってこれが早くなりそうだったときに、その状況を周知していただく、少しでも不安を軽くしてもらいたいような、そういう手段は必要と考えますが、その辺はどういうお考えでしょうか。

○議長(小澤 仁君) 答弁を求めます。建設課長。

○建設課長(河内信幸君) そういった配慮は必要だというふうには考えておりました。

ただ、今回の温泉橋の添架管の落橋の仮復旧については、議員の方でおっしゃられたとおり、思ったより早く仮復旧ができそうということが分かったのが午後11時ぐらいでした。その段階で、やはり広報無線を使って周知するというのは、深夜でもございましたし、タイミング的には末端集落の方まで通水が完了したという確認をした午前5時30分に周知をしたということです。

○議長(小澤 仁君) 答弁を終わります。

近 壽太郎さん。

○5番(近 壽太郎君) 先程も申し上げましたように、今後、半世紀もたってきて、管が腐食して漏水するという事は、常日頃点検はされているんでしょうけれども、住民の皆さんはお金を払って水を飲んでいるわけですので、そういったことに対する重要性とか、大切なライフラインでございますので、徹底した管理体制を取って、このようなことが起きないようにというのは難しい話かもしれませんが、極力なくするように徹底した管理をお願いしたいと思います。ひとつよろしく答弁をお願いします。

○議長(小澤 仁君) 答弁を求めます。村長。

○村長(加藤 弘君) このたびの落橋の事件は大変申し訳なく思っております。しかも、大規模なところということで、実は復旧の目処も私もいつになるか、配管の調達がどれぐらいでできるかということも分からない中で大きな問題だということで、各自治体、新発田市や村上市や様々なところから給水車を配置していただいて対応したところなんですけれども、こういう落橋するという事は、これはあってはならないことです。腐食による補修というのはあり得ることなんですけれども、落橋ということはこれはやっちゃいけない話ですから、そういう意味では、点検、これからもほかのところもありますので、点検をしっかりとしながら必要な時期に必要な補修ができるような取組を

今後していきたいと思っていますし、またご指摘の広報の仕方につきましても、できるだけ住民に誤解を呼ばないようあるいは不安を与えないような形で広報ができるように努めてまいりたいと思います。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。

近 壽太郎さん。

○5番（近 壽太郎君） 今、村長からもそういうお話がございましたので、今後なお一層、管理体制を徹底してお願いしたいと思います。

これで質疑を終わります。

○議長（小澤 仁君） 近 壽太郎さんの一般質問を終了します。

休憩します。11時5分まで。

午前10時55分 休 憩

午前11時05分 再 開

○議長（小澤 仁君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

一般質問。

次に、3番、川崎哲也さん。

○3番（川崎哲也君） 3番、川崎です。

まずは、コロナワクチンの効果についての村の考えをお聞きします。

令和3年春に、ワクチン接種が開始されて以来、村内でも大半の人は3回の接種を済ませ、また多い人で6回のワクチン接種をしていますが、その間の新型コロナウイルス感染症の状況や住民の体調などを調査するなど、村ではワクチンの効果を検証しているのでしょうか。

次に、ワクチンの副反応について。

ワクチン接種後の副反応については、メディアや、また身近な人からも多く見聞きしています。村では村民の副反応の状況を調査したり、また副反応への対応窓口を設けていますか。

次に、8月の高温、降雨不足による農業被害への支援について。

今年の県内での記録的高温と降雨不足で、県内各地で農業への被害が出ています。また、水稻においては、収量は平年並みの予測がされていますが、このまま高温が続けば米の品質低下につながります。

この数年で、農業資材や燃料の高騰など、農家の皆さん、農業経営状況が厳しい中、今年のような異常気象による農業被害への支援は村では検討していますか。

以上3点について村の考えをお伺いいたします。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 川崎議員のご質問にお答えをいたします。

最初に、コロナワクチンの効果についてでございますが、ワクチンにつきましては、国が品質、有効性及び安全のデータの収集分析を行うとともに、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律による薬事承認等を通じて、予防接種の有効性及び安全性を十分確保することになっておりますため、村ではコロナワクチンの効果についての検証は行っていません。

次に、ワクチンの副反応についてでございますが、村では村民の副反応の状況については、調査は行っていません。副反応への対応窓口につきましては専門に設けてはおりませんが、コールセンターや健康福祉課などに問合せがあった場合には、ワクチン接種を受けた医療機関やかかりつけ医に相談するようお伝えをしたり、県の相談センターなどを紹介したりしております。

なお、副反応につきましても、国が医療機関や製造販売業者からの報告などにより情報を把握するとともに、その情報に係る専門家による評価を踏まえ、速やかに必要な対策を講じることとなっております。

次に、8月の高温と降雨不足による農業被害への支援についてですが、議員ご指摘のとおり、農業資材等の高騰で農業経営が厳しさを増す中、高温と降雨不足による米の品質低下が起きれば、さらに農業経営は厳しさを増すと考えられます。

村の被害の発生状況としましては、現時点では、ある程度大きな河川から取水している地域では水不足の影響は少なかったものの、小さな沢などから取水をしている水田では水不足が生じ、ポンプ等を使って給水する農地が出てきているとの情報を関係機関等からいただいております。

そこで村では、農家がこうした水不足への対策を行った場合の経費について、農家または水利組合等への補助を検討しており、後ほど上程いたします補正予算で概算金額100万円を計上させていただき、農家の負担の軽減につなげたいと考えております。

なお、高温や降雨不足による収量、品質等に被害が発生した場合は、生産者ごとに加入しております共済メニューに応じた共済金で減収額を補填していただくこととなります。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。

川崎哲也さん。

○3番（川崎哲也君） ワクチンは国の事業ということではありますが、村内においてワクチン事業を含め感染症対策がより効果が上がるように村民の健康に寄与することが大切だと思いますが、また9月からワクチン接種が始まります。厚労省のホームページには、ワクチン接種は任意であり、接種する際はワクチンの効果と副反応のリスク双方について正しい知識を持ち、本人の意思に基づき接種を判断することとあります。また、9月からのワクチン接種におきましては、厚労省ワクチン第1報、8月発表ですが、ワクチン接種については、詳しくは市町村からの案内をご確認くださいとあります。

村では、接種対象の村民に対してワクチンの情報提供など、村民の皆さんがこれまでのデータや村民の皆さんが判断をしっかりとできるような情報提供の場を設けているのでしょうか。もしくは今後設ける予定はありますか、村長の考えを教えてください。よろしくお願いします。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（渡邊浩一君） ワクチン接種の関係のPRでございますけれども、村では、コロナワクチンの接種券を送る際に、厚労省が作成したパンフレット、こちらの方にはワクチンの効果ですとか副反応などについて記載がございますけれども、それを同封して送らせていただいております。

またさらには、村のホームページにおいて副反応あるいは効果について分かるような形で、国のホームページなどへのリンクということで村民の方が村のホームページから調べたいというときにも、そういった国のホームページでどこに記載されているか分かりやすいようにホームページを作成するように努めております。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。

川崎哲也さん。

○3番（川崎哲也君） 9月からの接種に関して、昨日まででホームページ等見ているんですけども、まだ9月接種の案内のようなものは見当たらなかったんですけども、もうそれについてはホームページには記載されているのでしょうか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（渡邊浩一君） 9月接種につきましては、この後の広報お知らせ版で村のスケジュール、9月スタートというところが難しいところがございますけれども、また大規模接種を予定しているということで広報でのPRを行います。また、それと併せてホームページの方も掲載する予定としております。

なお、接種券の送付につきましては9月下旬に行う予定にしております、先程申し上げたように、接種券を送付する際にも国のリーフレットなどを同封する予定としてございます。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。

川崎哲也さん。

○3番（川崎哲也君） では、ホームページ等において、あくまでも村内の感染状況とかワクチン副反応の状況にかかわらず、国の情報、厚労省の情報をホームページにてお伝えするというのでしょうか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（渡邊浩一君） 村の方で情報提供を行うというものでございます。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。

川崎哲也さん。

○3番（川崎哲也君） すみません、その内容は、村内の感染状況等にかかわらず国の厚労省の発表そのものをお伝えするということによろしいでしょうか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（渡邊浩一君） 村の感染状況ですけれども、現在は村民が何人感染したといった把握を保健所などでも行っておりませんので、保健所単位での感染状況が新聞等で県の方から発表されてございます。

また、感染状況に合わせてワクチン接種というものでございませぬので、国の方から9月接種ということで3月末までに終わらせるようにということで来ておりますので、それに沿った形で粛々と事務をさせていただいているという状況でございます。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。

川崎哲也さん。

○3番（川崎哲也君） 次に、副反応についての質問です。

村では副反応等の調査等はしていない、状況は把握はされていないとのことなんですが、今回のコロナワクチンに関して、健康被害救済制度がありますが、村内での申請及び認定の例はありますか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（渡邊浩一君） 関川村村民からの健康被害の申請、また相談等は、これまで1件もございません。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。

川崎哲也さん。

○3番（川崎哲也君） これまでもワクチンの副反応の例をいろいろ見聞きしているんですけれども、接種して副反応があった本人が解熱剤を飲んだりなど自分で対処している例がたくさんあると思うんですけれども、その救済制度については村から村の方々に積極的に伝えているのでしょうか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（渡邊浩一君） 副反応というところだと、議員がおっしゃられたように、発熱があつたりとかあるいは腕の痛みということで一時的なものでございます。

健康被害というのは、その後、発疹ですとかそういったものがあつたりあるいは死亡に至るものもあるということで報道などで私も承知しております。

その健康被害の方のPRにつきましても国のリーフレットに記載がございまして、そういった健康被害があつた場合には、役場の窓口にご相談するようにという記載がございまして、それを先程申し上げたとおり、接種券と一緒に同封させていただいているという状況です。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。

川崎哲也さん。

○3番（川崎哲也君） ワクチンについては、村の考え、分かりました。

最後、農業の今回の8月の高温、降雨不足による農業被害の支援についてなんですが、村からは今回、被害の状況を把握して補助があるということなので、それはよかったですと思います。ありがとうございます。

被害の状況は農家や場所によっていろいろあると思うんですけども、それによって例えば水が来ないということで収量不足や品質低下という問題もありますし、例えば水を田んぼに送るためのポンプアップで電気代が高騰しているなどの被害、様々な被害があると思うんですけども、そういう被害に応じた補助になっているのでしょうか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。農林課長。

○農林課長（富樫吉栄君） ただいまのご質問にお答えします。

今、電気料の高騰というのもありましたけれども、ポンプだと可搬式というか持ち運び可能なポンプもございますので、そのほかガソリン代とか、そういった燃料代の方も含めて検討しているところでございます。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。

川崎哲也さん。

○3番（川崎哲也君） 分かりました。

以上で私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（小澤 仁君） 川崎哲也さんの一般質問を終わります。

次に、4番、近 敬志さん。

○4番（近 敬志君） 4番、近でございます。

園芸作物の取組についてお伺いいたします。

第6次関川村総合計画の第2節第1項（6）園芸作物についてお伺いいたします。

ここには、「農業経営の安定化のため、水稻のみの経営に加え、園芸作物の導入を支援し、経営の複合化を推進します」とあります。従事者の高齢化や減少による耕作放棄地が増加する中で、減策の一つとして、村は昨年よりカボチャ栽培の支援強化をしておりますが、以下の3点についてお伺いいたします。

1つ目、来年度以降の作付プランは策定しておるのでしょうか。

2つ目、昨年は規格外品を加工品としてプリンやクッキーの製造販売を行っていましたが、今年はそのような計画はございますでしょうか。

3つ目、来年度以降の販路の拡大の方策についてお伺いいたします。

以上3点についてお願いいたします。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 近議員のご質問に順次お答えをいたします。

初めに、来年度以降の作付プランの策定についてですが、村ではこれまで農業経営の安定等を目的とした園芸作物の導入を支援してきたところではありますが、このカボチャの生産の取組については、村からの提案に基づき、生産者有志自らが作成した作付計画で取組が行われておりますので、村としての作付プランというものは作成をしておりません。

来年度は、生産者の作付計画の参考になるよう、これまでの反省や生産者からの意見などを反映させながら、より多くの方が参加でき、作付面積の拡大や品質の向上につながるよう提案していきたいと考えております。

次に、規格外品をプリンなどに加工して販売する今年の計画についてですが、カボチャの生産は昨年度から生産者有志が中心となって始まったものですが、昨年8月豪雨で被災し規格外となってしまったカボチャが大量に発生したことから、地域おこし協力隊の発案でプリンなどに加工し、規格外品の有効活用を目的として行われたものであり、今年度についてはカボチャの出来栄を踏まえて検討すると聞いております。

次に、来年度以降の販路拡大の方策についてですが、今のところ販路は確保されているとお聞きをしております。村としましては、規格外品となった農産物の加工業者等の販路開拓等を行うなど、引き続き生産者の取組を支援してまいりたいと考えております。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。

近 敬志さん。

○4番（近 敬志君） それでは、幾つか再質問させていただきたいと思います。

初めに、今、村長から、生産者からの意見を反映して作付面積の拡大とか品質の向上につながるような提案をしていきたいという回答をいただきました。私も、去年に引き続き少し作ってみたいんですけども、なかなか作っている中で不安になることが結構ございました。ほかの農家さん、作っている方々も不安に感じながら取り組んでいらっしゃるんだろうなというふうに感じました。

その中で、この前、8月31日の農業新聞の12面になるんですけども、JA十日町で「かぼちゃ塾で学ぶ」という記事がありました。ベテランの農家さんが、募集したところ12人集まっていたいて、この人たちに対して播種から収穫まで、年に4回、講座を開いて、技術指導、知識の伝達、こういうことをやられたそうです。

こういう取組もございますので、村としてもこういう取組、講座なり公開なり、やっていくようなお考えなんかはございますでしょうか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。農林課長。

○農林課長（富樫吉栄君） ただいまのご質問にお答えいたします。

このカボチャの取組は、先程申し上げましたとおり、生産者の有志で始まっておりまして、村からの栽培指導というものはしておりませんでした。しかし、確かに生産者の方々が不安に思っているところもあるのではないかというふうに感じておりました。

そこで、村では、今年度から県の普及センターに依頼しまして栽培指導をいただく取組を始めたところでございます。次年度以降も、引き続き県からのご指導をいただきながら、栽培技術の向上につながる取組や、また先進地や出荷先、そういった施設の視察なども含めて、生産者の意欲の向上につながる取組を生産者と一緒になって考えていきたいというふうに思っております。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。

近 敬志さん。

○4番（近 敬志君） カボチャの栽培というのは生産者の取組で始めているんですけども、まだまだ行政の支援が非常に大切、必要だと思いますので、引き続きこれからも支援をお願いしたいところでございます。

次に、規格外品の対応なんですけれども、生産面積を拡大していくと、どうしても規格外の農産物が出てきます。味は変わらないんですけどもちょっと傷がついた。そうすると、もう買ってもらえませんかというのがやっぱり出てくるんですね、どうしても。去年は6次化の取組の中で加工品を作ってまいりましたけれども、先程村長もおっしゃいました加工業者の開拓、こういうものも必要となってきます。村としても、こういう規格外品の対応について積極的に関わっていくようなお考えはございますでしょうか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。農林課長。

○農林課長（富樫吉栄君） ただいまのご質問にお答えいたします。

今回、このカボチャの取組で、いかに出口、収穫したものが売れる取組であれば、つまり、買ってくれるという安心感があれば生産者の意欲も出てくるものだと改めて感じました。そういった点で、規格外品にも様々な可能性はあると思います。このカボチャの取組については、村としましても引き続き積極的に関わりを持って、生産者と一緒になって考えていく、そういった取組をしたいと考えております。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。

近 敬志さん。

○4番（近 敬志君） カボチャの取組が園芸の振興の一環に、振興の一例として定着していくように、引き続き村でもできる限り生産者と一緒になって取り組んでいただければ大変助かりますので、よろしくお願ひしたいというところでございます。

水稻というか、米作りに新規参入するとなると、どうしても農機具を用意しないといけない、一

式。そうすると、なかなか参入のハードルが高うございます。

それとは違って、園芸作物というのは、変な話、くわ一つでできるわけですよね。参入するハードルというのが非常に低いというのと、特にカボチャに関しては作付面積が非常に多く必要になりますので、これから荒廃していく、荒れ地の放棄地の解消の一端の役割にも少しは貢献できるかなというふうに思っています。

何か手を動かしたり体を動かしたりするのは、村でも健康推進をしていますけれども、頭を使ったり体を使って作業しますので、こういうところにも一端の役割を果たしていくんじゃないかなというふうに思っています。

園芸作物については、特に加工品にすることによって付加価値が生まれてくるんですね。本来の商品そのまんまではなくて、6次化なりで違う商品を販売なり製造していくことによって、例えば村の活性化、中の事業所の活性化にも少しずつつながっていくのではないかなというふうに思っています。

引き続き、村の園芸振興、カボチャだけでなく、園芸作物は村にもたくさんあります。これからの支援を十分強化していただくというお願いをすることで質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（小澤 仁君） 答弁は求めますか。

○4番（近 敬志君） いや、求めません。

○議長（小澤 仁君） 最後、質問で終わるような形でお願いします。

○4番（近 敬志君） 分かりました。では、回答をお願いします。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 今ほど議員がおっしゃったとおり、稲作だけでは今後の見通しが見えない、問題があるということで、園芸については県も推奨しております。

まだこれからどんどん稲作での集約化が進みますと、労働力が余るといいますか、一人一人に集約されるとなると、そういう方々、これから生活どうしていくかという問題もございます。

そしてまた、一方で高齢者の様々な集まりが不足しているといえますか、議員のお話のとおり、健康生きがい対策といえますか、健康対策という意味からも、そういった園芸に携わるといのは極めて有効かなと思っています。

この前、私、試食品というんですか、加工品を試食しましたら、カボチャは焼き芋のシルクスイートというんでしょうか、ねっとり系の焼き芋と食べたら間違いなく甘くておいしかったです。そのときに企業の方と一緒にいたんですが、これは商品になるねという話になりまして、どんどん作ってくれば、これは商品化できるねという話もされていますので、将来的には様々な方々、地域でカボチャを進めながら、それができるのであれば地元のところで加工施設ができて、そこから

関川発で様々なものを売り込めるということがいいなと思って、その夢を、この前、農林水産部長にも話をしている、カボチャは年寄りが作るのがすごく上手なそうなので、それいいねという話でちょっと雑談込みですけれども盛り上がってきています。

ぜひ、単に作るだけじゃなしに、付加価値が上がって、しかも高齢者も含めてその中に参画できて生きがい対策になるような方向づけを、すぐじゃありませんけれども、様々な課題を克服する中で、そういう形で進めていけばいいかなという意味で、私もこれには積極的に関わっていきたいなと思っております。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。

近 敬志さん。

○4番（近 敬志君） 非常に力強いお言葉をいただきました。

非常によく分かりましたので、今回の質問は以上で終わります。

○議長（小澤 仁君） 近 敬志さんの一般質問を終わります。

次に、7番、高橋正之さん。

○7番（高橋正之君） 7番、高橋です。

災害復旧についてお聞かせをいただきたいと思います。

続いて、2点目は温泉橋の水道管の落下についてなんですけれども、これは先程、近議員から質問されまして、ご丁寧に説明をいただきましたので取り下げさせていただきますが、関川村には橋に添架されている箇所がかなりあります。その中で、近議員も言われたとおり、さらなる点検をお願いしたいと思います。

災害復旧についてですが、昨年8月の豪雨から1年が過ぎまして、建設関係者の皆様のおかげで復旧が進んでいるようですが、地域や地権者からはこれで復旧が終わったのかといった話が出ております。復旧工事の順位、順番などはどのようにして決めておられるのか、また、完了後は関係者に確認などをしていただいているのかお聞かせをいただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 高橋議員のご質問にお答えをいたします。

災害復旧事業についてでございます。

まず、農地災害についてです。

農地被災は、査定29か所、その後、取下げの申請があった8件を除く84か所の復旧事業となっております。また、農業用施設についても97か所の査定を受け、同じく取下げ等のあった8か所を除くと89か所となっております、農地、農業用施設を合計して173件の復旧事業を行っております。

工事の優先順位のつけ方としましては、原則として、発災後、次期作となる令和5年の作付に影

響が大きい幹線用排水路を最優先としながら、農地の排土作業を優先し、次期作への影響を少なくするよう、順位をつけて実施しております。

ただし、大規模な被災箇所については5月の作付に間に合わないことが事前に判明し、春の雪解けを待って復旧作業を行った箇所もございます。

また、はぜが崩れた箇所については、春に本復旧をすると作付に間に合わないことが判明した場合は、応急的なはぜを作り、収穫後、改めて本復旧する計画となっている箇所もございます。

しかしながら、建設業者の手が足りず請負業者が決まらないなどの理由から、必ずしも優先順位どおりに工事着手ができなかったのも事実でございます。

なお、完了後の関係者への確認については、地権者や耕作者などから確認をいただき、順次引渡しをしております。

次に、林道の災害復旧事業についてです。

林道は9路線27か所の被害が発生し、雪解けを待って工事着手し復旧作業を行っているところでございます。

工事の優先順位のつけ方としましては、他事業の計画があった新関沢林道の工事を最優先して計画する必要がありましたが、それ以外の箇所については、他の施設や住居地などへの影響を勘案し、優先して実施しなければならない箇所はなかったため、準備が整ったものから順次発注をしてまいりました。

また、竣工後の関係機関への確認については、法線の一部変更や法面の拡大など、復旧工法を検討する上で地権者から了承いただく必要があったものについては、事前に確認をいただいたものもございしますが、竣工後は査定で決定した内容が履行されているか確認することとどまり、地権者への確認作業などは考えておりません。

ただ、施工中に地権者への了解をいただく必要があると判断した場合には、随時、地権者等から確認をいただくことにしております。

次に、公共土木の復旧工事の順位ですが、複数の事業主体が取り組んでいて調整が必要な現場や、水稻の作付前や刈取り後に施工する必要がある等、条件付きの現場を優先しております。また、修繕対応の現場については、受付順で施工業者の選定順としております。完了後の関係者の確認は取っております。

以上です。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。

高橋正之さん。

○7番（高橋正之君） 実は農地の関係なんですけれども、田んぼの土砂が入ったところの撤去、この作業が終わっているにもかかわらず田んぼとしては使えない、硬くなっていてトラクターが打て

ないといったところ、それと、軟らかくて田植機がぬかって田植ができないというような話も出てきておるんですけども、その辺の対応というのは、地権者からは上がってきてはおらないでしょうか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。農林課長。

○農林課長（富樫吉栄君） ただいまのご質問にお答えします。

特に、土砂の廃土ということでございますけれども、どうしても災害復旧で重機、重い大きな機械が田んぼに直接乗り入れるという形になりますので、どうしても元どおりに、そのまますぐ耕作ができるような状態に戻らない場合もございます。そういったときには、地権者の方々からも、今この災害復旧でできる範囲というのはここまでだということでご説明をしながら引渡しの作業をしているところでございます。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。

高橋正之さん。

○7番（高橋正之君） ありがとうございます。

それと、減反している箇所なんですけれども、話に聞くと、減反されているところの復旧はしないということなんだそうですけれども、災害によって崩れたんだから復旧していただきたいという話は再三出しているんですけども受けてもらえないという話なんですけれども、その辺の確認なんです、お願いをいたします。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。農林課長。

○農林課長（富樫吉栄君） 減反しているところで、今、減反政策というのなかなかあまり言わなくなりましたけれども、そういったところで、これから耕作していくという意思があるようなところでは、特にやらないというような判断というか、災害の対象になりませんというような形での説明はしていないはずですが。個別の案件について様々あるかと思っておりますけれども、もし説明が足りないような箇所がございましたら、後ほどお示しいただきまして、担当の方とまたご説明をさせていただきますと思います。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。

高橋正之さん。

○7番（高橋正之君） 災害によって用水路が埋まったんですが、今は幸いにも仮復旧ということで、管用水ですか、黒管を入れて仮復旧の状態にあるんですが、そこについては本復旧されるとは思いますが、それは村長の答弁にもあったように、人手が足りなくてにっちもさっちもいかないというようなところではありますけれども、本復旧に向けてということは、いつ頃に本復旧ができるのかという予定はありますでしょうか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。農林課長。

○農林課長（富樫吉栄君） ただいまのご質問にお答えします。

用水路は、春の耕作に間に合わせるために、確かに管を入れて、取りあえず土砂がまた上から崩れてこないように、堆積しないような措置を取ったところもございます。

ただ、いろんな案件がございますので、工事ごとの詳細については、議員がおっしゃっているところと違う場合もございますので、その辺、後ほどお示しいただければ対応していきたいと思っておりますし、併せて本復旧というものがいつ頃になるかというところについては、また関係者の方々と、これから稲刈り後、水が止まると思っておりますので、そういったタイミングで着手して行くという形になるかと思っております。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。

高橋正之さん。

○7番（高橋正之君） ありがとうございます。

公共土木について、いま一度確認をさせていただきたいんですが、実は課長にもお伺いはしたんですが、県道黒俣越後下関停車場線上にあります上川口のところなんですが、沢から出てきて土砂が堆積いたしました。そこについては多少の土砂の排出はあったんだろうけれども、土砂がそのまま両側に張りついたままであるというようなことで、これはこれで復旧が終わったのかというお話があったんですが、その辺ひとつよろしくお聞かせください。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。建設課長。

○建設課長（河内信幸君） 両脇に土砂が堆積したままになっているという議員のご指摘なんですけれども、そちらの方は、今後、現場を確認させていただいて対処していきたいと思っております。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。

高橋正之さん。

○7番（高橋正之君） それと、これは大字湯沢地内なんですけれども、円覚寺のある沢についてなんですけれども、これも土砂が堆積されたままというようなことで、多少、重機の入るところについては、やはり側の方につけたままということで、これもそれで終わったのかというお話があったんですが、その辺、確認なんですけれども、お願いをいたします。

○議長（小澤 仁君） 高橋議員にお伝えします。個別的なところ、通告していただければ、準備して回答もできるかと思っておりますので、その辺のところはお願いしておきます。

答弁を求めます。建設課長。

○建設課長（河内信幸君） 議員ご指摘の箇所につきましては、やはり、飯豊山系砂防事務所の方で設置した砂防ダムの下流側に位置しているところだと思います。そちらにつきましては、今年の8月豪雨の被災後において集落の方から要望等が出ているわけなんですけれども、飯豊山系砂防事務所を設置した砂防ダムの下流ということもありまして、飯豊山系砂防事務所の方で対応できないかとい

うことで要望はしておりますし、なお、土石流危険河川ということに指定されていることから、村上地域振興局の方にも要望をいたしております。

重機が進入できない場所ということもございまして、村で単独で実施するという事はやはり厳しいということから、国県の方をお願いをしているという状況です。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。

高橋正之さん。

○7番（高橋正之君） 最後になりますけれども、堤防の決壊したところがあったんですけども、これについては復旧が終わっておりましたので確認はしてきましたが、県の堤防だったんですけども、生活道路だということもありまして、急ぎやっていただきたいというお話だったんですけども、8月末に復旧が終わったということで、地権者といいますか、集落でも喜んでおられましたので、そのことについてはありがたく報告をさせていただきます。

以上です。

○議長（小澤 仁君） これで一般質問を終わります。

休憩します。13時まで。

午前 1 1 時 4 7 分 休 憩

午後 1 時 0 0 分 再 開

○議長（小澤 仁君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

日程第5、報告第9号 専決処分の報告について（令和5年度関川村簡易水道事業会計補正予算（第2号））

○議長（小澤 仁君） 日程第5、報告第9号 専決処分の報告について（令和5年度関川村簡易水道事業会計補正予算（第2号））を議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 報告第9号は専決処分の報告についてであります。

これは、温泉橋添架水道管の落橋により実施した応急給水に要した経費や今後必要となる財源につきまして、令和5年度関川村簡易水道事業補正予算（第2号）を編成し、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

詳細につきましては建設課長に説明させます。

○議長（小澤 仁君） 建設課長。

○建設課長（河内信幸君） 専決第9号、令和5年度関川村簡易水道事業会計補正予算（第2号）について詳細を説明いたします。

901ページをご覧ください。

第2条に定めた収益的支出、第1款第1項営業費用に50万円を増額し、総額を1億7,915万6,000円とするものです。

なお、収入の増減はありません。

902ページをご覧ください。

第3条に定めた収入、第1款資本的収入及び支出、第1款資本的支出にそれぞれ1,100万円を追加し、資本的収入の総額を7,660万円、資本的支出の総額を1億6,873万2,000円とするものです。

収益から説明します。

903ページをご覧ください。

支出、第1款第1項4目総係費に、温泉橋添架水管橋落橋に伴い、川北地区、湯沢地区が断水となったため応急給水を2日間実施いたしました。協力いただいた水道事業体に支払う経費相当額50万円を増額し、総額を1,700万3,000円とするものです。

続いて、資本について説明します。

収入から説明をいたします。

904ページをお願いいたします。

第1款第1項企業債に、温泉橋添架水管橋の復旧に係る設計委託料分1,100万円を追加し、総額を7,460万円とするものです。

次に、支出について説明します。

第1款第1項1目水道建設費は、今ほど説明いたしました温泉橋添架水管橋の復旧に係る設計委託費を追加することにより、不足する1,100万円を増額し、総額7,973万2,000円とするものです。

資本的収入が資本的支出に対して不足する額9,213万2,000円の補填財源につきましては、901ページの第3条に記載しているとおりです。

以上で説明を終わります。

○議長（小澤 仁君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。9番、平田さん。

○9番（平田 広君） 9番、平田です。

今、内容は説明を聞いて大体分かったんですけども、50万円負担金を払うということと、1,100万円の工事関係の、業者が違うんですか。同じ業者なんですか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。建設課長。

○建設課長（河内信幸君） 水道事業体に支払う負担金というのは、実際にかかった経費を近隣の協力いただいた市の水道局の方に支払う金額ですし、設計委託に係る費用というのは設計業者の方に発注をする金額、委託料になります。

○議長（小澤 仁君） 給水車の方ですよ、課長。それを説明して。

○建設課長（河内信幸君） すみません、負担金として支払う内容につきましては、人件費、それから燃料費、それから資材費になります。資材費というのは、給水所で応急給水をした際に持ち帰っていただく水を入れるためのポリの給水袋になります。

○議長（小澤 仁君） これで答弁を終わります。

質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） これで質疑を終わります。

これで報告を終わります。

日程第6、報告第10号 令和4年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

○議長（小澤 仁君） 日程第6、報告第10号 令和4年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを議題とします。

村長の報告を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 報告第10号は、令和4年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてであります。

この報告は、法律の規定に基づきまして、村財政の健全化判断比率と資金不足比率について、監査委員の意見書を付して議会に報告するものでございます。

いずれの比率も、国で定めております基準を下回っており、そういう点では、村の財政はおおむね健全性を確保しているものと思っております。

以上であります。

○議長（小澤 仁君） 健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書については、事前に配付されていますので、朗読は省略します。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） 質疑なしと認めます。

これで報告を終わります。

日程第7、認定第1号 令和4年度関川村各会計の決算認定について

日程第8、認定第2号 令和4年度関川村下水道事業会計の決算認定について

日程第9、認定第3号 令和4年度関川村簡易水道事業会計の決算認定について

○議長（小澤 仁君） 日程第7、認定第1号 令和4年度関川村各会計の決算認定について及び日

程第8、認定第2号 令和4年度関川村下水道事業会計の決算認定について並びに日程第9、認定第3号 令和4年度関川村簡易水道事業会計の決算認定についてを一括議題とします。

村長の説明を求めます。

なお、詳細な説明については、これから設置する令和4年度決算審査特別委員会においてお願いします。村長。

○村長（加藤 弘君） 認定第1号、第2号及び第3号は、令和4年度決算の認定についてでございます。

令和4年度の一般会計と6つの特別会計の決算につきましては、5月末をもって出納閉鎖し、会計管理者におきまして決算書が調製され、村長に提出されました。また、公営企業の下水道事業会計と簡易水道事業会計につきましても、3月末をもって決算書を調製しております。

提出された決算書について監査委員に対し監査の実施を要請し、このほどその意見が提出されました。決算書にその監査委員の意見書を添付し、また法の定めるところによりまして、主要な施策の成果を説明する書類を添えて、議会の認定に付すものであります。

十分ご審議の上、認定いただきますようお願い申し上げます。

○議長（小澤 仁君） これで村長の説明を終わります。

決算審査意見書については事前に配付されていますので、朗読を省略します。

ただいま議題となっています認定第1号から認定第3号については、8人の委員で構成する令和4年度決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） ご異議なしと認めます。したがって、8人の委員で構成する令和4年度決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定しました。

資料を配付するため、しばらく休憩します。

午後1時10分 休 憩

午後1時12分 再 開

○議長（小澤 仁君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

お諮りします。令和4年度決算審査特別委員会の委員については、委員会条例第7条第2項の規定により、ただいま配付しました令和4年度決算審査特別委員会の名簿のとおり指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） ご異議なしと認めます。したがって、別紙名簿のとおり選任することに決定

しました。

しばらく休憩します。

午後1時12分 休憩

午後1時20分 再開

○議長（小澤 仁君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

日程第10、議案第42号 関川村税条例の一部を改正する条例

○議長（小澤 仁君） 日程第10、議案第42号 関川村税条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 議案第42号は、関川村税条例の一部を改正する条例でございます。

これは太陽光発電設備への課税に関し、地方税法上の軽減措置の適用を受けることができるよう、税条例の一部を改正するものでございます。

詳細について、住民税務課長に説明させます。

○議長（小澤 仁君） 住民税務課長。

○住民税務課長（田村清洋君） それでは、議案第42号 関川村税条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

今回の改正は、これから整備される太陽光発電設備の固定資産税について軽減措置の適用が受けられるよう条文を整備しておくものでございます。

まずは、新旧対照表をご覧ください。

関川村税条例、附則の第9条の後に新たな規定を加えるとともに、既存の第9条の2を第9条の3に繰り下げるといった改正でございます。

ちなみに、新たな第9条の2が何の施設を想定しているかというところにつきましては、お手元の資料、再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例措置の資料をご覧ください。

中ほどにあります太陽光発電設備のところをご覧ください。

今回、第9条の2の第1項で規定している設備が、発電出力が1,000キロワット未満の設備を想定しております。また、第2項につきましては1,000キロワット以上の設備を想定しているものでございます。

また、今回のこの条例につきましては、わがまち特例というふうにならざるに一般に言われておりました、そこに係る課税標準を国の認める範囲内で各自治体で規定することができます。今回は国の標準に従いまして、第9条の2第1項の部分を3分の2、第2項の部分を4分の3という形で提案するものでございます。

以上です。

○議長（小澤 仁君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第42号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第42号については委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） 討論なしと認めます。

これにより、議案第42号を採決します。

お諮りします。本件について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

日程第11、議案第43号 権利の放棄について

○議長（小澤 仁君） 日程第11、議案第43号 権利の放棄についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 議案第43号は、権利の放棄についてでございます。

これは、空き家解体に要した撤去費用に係る債権の放棄についてでございます。

詳細は副村長に説明をさせます。

○議長（小澤 仁君） 副村長。

○副村長（角 幸治君） 当該議案につきましては、空き家解体に係る行政代執行費用債権1件、1,728万円について放棄をするものでございます。

放棄の理由としましては、債権の回収が著しく困難または不能となっていることから、債権放棄するものということでございます。

これまでの経緯をご説明いたしますと、この対象となった建物につきましては、平成17年頃から空き家のまま老朽化が進みまして、隣地に建築資材が落下するなど大変危険な状態となっていたこ

とから、平成29年2月14日に、関川村空き家等の適正管理に関する条例に基づき、村において撤去したところでございます。

その後、撤去費用の支払いを建物所有者に催告してきましたが、令和4年に亡くなっていることが分かり、その後、相続人の方々も相続放棄されたことから、このたび債権放棄もやむを得ないものとして提案したものでございます。

○議長（小澤 仁君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。10番、鈴木さん。

○10番（鈴木紀夫君） 10番、鈴木です。

これは高瀬の旅館ということだと思うんですけども、その方が亡くなって、それを財産を相続する方が放棄したということですが、放棄された方に対しては、もう放棄した時点でそういった義務も一切、こちらから要求する権利も一切なくなるのでしょうか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。副村長。

○副村長（角 幸治君） 議員ご指摘のとおりでございます。債権、相続財産放棄ということで、債権債務、双方とも放棄しておりますので、こちらから請求することはできません。

○議長（小澤 仁君） これで答弁を終わります。

10番、鈴木さん。

○10番（鈴木紀夫君） では、その建物があった土地というものはどういった処分になるのでしょうか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。副村長。

○副村長（角 幸治君） 建物の建っていた土地は、所有者は別名義になっておりますので、今回の債権債務の関係はございません。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。

質疑ありますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第43号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第43号については委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） 討論なしと認めます。

これより議案第43号を採決します。

お諮りします。本案について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

日程第12、議案第44号 令和5年度関川村一般会計補正予算（第4号）

○議長（小澤 仁君） 日程第12、議案第44号 令和5年度関川村一般会計補正予算（第4号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 議案第44号は、令和5年度関川村一般会計補正予算（第4号）でございます。

これは、道の駅施設の管理委託料や物価高対策のための商品券配布事業など、必要な事業費の補正を行うものでございます。

詳細につきましては、総務課長に説明させます。

○議長（小澤 仁君） 総務課長。

○総務課長（野本 誠君） それでは、一般会計補正予算（第4号）を説明させていただきます。

第1条で歳入歳出予算の補正です。

4,690万円を追加いたしまして、予算総額56億1,710万円とする。

第2条で地方債の補正です。

11ページをお願いいたします。

順次説明させていただきます。

歳出です。

1款議会費1項議会費です。議会活動費、食糧費で3万円。町村会が100周年ということで、記念事業が行われます。その際の祝賀会の参加費負担相当分でございます。

2款総務費1項総務管理費です。ページまたがっておりますけれども、12ページの一番上ですが、商品券発行事業費、暮らし応援商品券925万円。これは、物価高の生活支援ということで、各世帯、1世帯当たり5,000円の商品券をお配りするという事業です。国の交付金を活用して行うものでございます。

上の段に戻りまして、事務費も計上してございます。印刷製本費で46万5,000円、通信運搬費、郵便料で68万5,000円、換金業務委託料で30万円、それぞれ計上してございます。

それから、18節の補助金で、地域おこし協力隊起業支援補助金として100万円を計上してありま

す。

2項徴税費です。電算関係委託料で14万1,000円。たばこ税、入湯税の電子申請を受け入れる環境を設定するという業務委託でございます。

13ページは、3款民生費1項社会福祉費です。一番上ですけれども、老人福祉対策費、後期高齢者医療広域連合負担金87万2,000円。これは令和4年度の精算金による負担金の増ということでの補正予算でございます。

以下、ほかの項目についても国県の支出金の精算返還金が必要になり、それぞれ予算計上してございます。

2項児童福祉費、備品購入で8万円。学童保育所の冷蔵庫の購入であります。

14ページも国県の精算返還金であります。

15ページをお願いいたします。

真ん中の段ですけれども、子育て世代包括支援センター事業費として各種健診委託料で15万円。これは産婦健診の委託料でございます。

それから16ページは、5款農林水産業費1項農業費です。補助金として100万円。これは渇水対策の補助金でございます。

それから、2項林業費です。委託料で216万2,000円。オリパラレガシー材使用加工品作成委託料ということです。これは、東京オリンピック・パラリンピックの選手村を造るときに、村の材を提供してございます。それが大会が終わりまして返ってきております。その材を使ってベンチに加工するというところでございます。ベンチは77台作って、各観光施設であるとかに置いて活用するという事業でございます。

17ページをお願いいたします。

6款商工労働費1項商工観光費です。村有温泉会計繰出金として100万円計上してございます。村有観光施設管理委託料で1,772万9,000円、ちぐら館・あいさい市の管理公社への委託の分でございます。

7款土木費3項河川費、県営事業負担金ということで180万円です。南赤谷地内の急傾斜地崩壊防止工事負担金です。村は20%の負担となっております。

5項住宅費、修繕料で100万円。メゾン下関の経年劣化ということで、エコキュートほか修繕するものでございます。

9款教育費3項中学校費、特別支援学級の教員助手の増ということで、会計年度任用職員の報酬は72万5,000円です。通勤手当になります費用弁償は5万8,000円です。

19ページをお願いいたします。

4項社会教育費、せきかわ歴史とみちの館管理費ということで、通信運搬費に不足があるという

ことで15万円の補正でございます。

5項保健体育費、給食材料費の負担金86万9,000円。材料費の高騰が続いているということで村で負担するというので、その負担金でございます。国の交付金を活用いたします。

20ページ。10款災害復旧費2項公共土木施設災害復旧費です。土地購入費で60万円。残土処分のため、桂地内の用地の購入費でございます。

続いて、9ページをお願いいたします。

歳入でございます。

14款国庫支出金2項国庫補助金、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金769万円。これは物価高対策の交付金でございます。

18款繰入金1項基金繰入金、森林環境基金繰入金216万2,000円。オリパラレガシー材を使ってベンチを作成する財源に充てるものであります。

2項他会計繰入金、過年度精算で400万円。介護保険の特別会計からの精算繰入金でございます。

19款繰越金、前年度繰越金で2,773万5,000円。

20款諸収入6項雑入、国県支出金過年度収入351万3,000円。コロナワクチン接種の国庫負担金などの精算でございます。

21款村債1項村債です。急傾斜地崩壊防止事業で180万円であります。

8ページをお願いいたします。

今ほど出てまいりました関係ですが、第2表地方債補正です。急傾斜地崩壊防止事業の負担金の財源に充てるものでありまして、河川債として180万円を増額するというものであります。

説明は以上です。

○議長（小澤 仁君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。9番、平田さん。

○9番（平田 広君） 9番の平田です。

3点ほどお聞きしたいんですけども、11ページ、下の方の地域おこし協力隊起業支援補助金100万円上がっていますけれども、起業する人、大体めどがついているのか、内容はどういうあれなのか、教えてもらいたいと思います。お願いします。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。副村長。

○副村長（角 幸治君） 地域おこし協力隊起業支援補助金についてですけれども、今、村内で地域おこし協力隊として従事していただいている方のうち、今年度末をもって任期が終了する方がいらっしゃいます。その方が、任期終了後も村内で起業したいという意向を示していることから、今回この補助金を創設するものでございます。

○議長（小澤 仁君） 9番、平田さん。

○9番（平田 広君） 大体内容は分かりました。

次に、17ページ、上の方で村有観光施設管理委託料1,772万9,000円と上がっていますが、この管理委託料というのはどういう内容のものなんでしょう。お願いします。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。副村長。

○副村長（角 幸治君） 村有観光施設管理委託料の内容ですけれども、ちぐら館とあいさい市の管理運営に要する費用を計上したものでございます。中身につきましては、人件費、需用費等の運営費、また前使用者のヤマサ商事から引き継いだ備品の購入費などを計上してございます。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。9番、平田さん。

○9番（平田 広君） これは村が管理するからということで、この予算が上がったという格好でいいですか。それとも、この予算は今そこを管理する公社の方に金をそっくりやって、向こうの方で管理してもらうという格好ですか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。副村長。

○副村長（角 幸治君） こちらは、全額、公社への管理委託料でございます。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。

9番、平田さん。

○9番（平田 広君） 大体内容は分かりました。

もう1点お願いします。

20ページをお願いします。

ここに土地の購入費60万円、残土処分の関係で桂だというような格好で聞いたんですけども、面積はこの前話したけれども2町歩ですか。面積はどのくらいあるでしょう。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。建設課長。

○建設課長（河内信幸君） 面積につきましては3,800平米ほどです。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。

9番、平田さん。

○9番（平田 広君） これ、地目は田ですか。それとも原野か何かですか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。建設課長。

○建設課長（河内信幸君） 田んぼでございます。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。

9番、平田さん。

○9番（平田 広君） 大分安いような気がするんですけども、1反歩あたりにすると20万円はいかないような格好ですね。これで地主も了解しているんですか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。建設課長。

○建設課長（河内信幸君） 地元の方には了解はほとんどもらってしまっていて、金額の設定につきましては、昨年度、農地の方で購入した金額を参考にして算定しています。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。

次に、2番、加藤つや子さん。

○2番（加藤つや子君） 2番、加藤です。お願いいたします。

18ページなんですが、教育費です。学校管理費の報酬……

○議長（小澤 仁君） 加藤さん、起立で質問してください。

○2番（加藤つや子君） すみません。失礼しました。

教育費でございます。学校管理費の報酬72万5,000円、会計年度任用職員報酬とありますが、これはいつからいつまでの任用ということですか。今、補正するということは、いつからの対応になるのでしょうか。教えてください。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。教育課長。

○教育課長（渡邊隆久君） すみません。いつかというのは今はっきり申し上げられませんが、特別支援学級の生徒の対応ということで、年度途中の対応として1人、週3日間をお願いするというところで考えております。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。

2番、加藤つや子さん。

○2番（加藤つや子君） 加藤です。

今ほどお話を聞きましたけれども、今現在で人数が足りていないということになりますか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。教育課長。

○教育課長（渡邊隆久君） 今現在、介助員といいますか支援員という形で3名いるんですが、もう1人どうしてもやはり必要だと。というのは、やはり特別支援学級の生徒なものですから、急な飛び出し等、安全を担保するためにどうしても1人ずつ、できれば1人に1人つきたいんですが、そこまではちょっと難しいので、先生を含めて対応したいということで、今回提案させていただいております。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。

2番、加藤つや子さん。

○2番（加藤つや子君） 先程、交通費の金額もお聞きしたんですけども、この方はじゃあ村民ではないということでしょうか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。教育課長。

○教育課長（渡邊隆久君） 村外の元教員となっております。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。

2番、加藤つや子さん。

○2番（加藤つや子君） 分かりました。

○議長（小澤 仁君） 10番、鈴木さん。

○10番（鈴木紀夫君） 10番、鈴木です。

11ページ、7目地域振興費の18節、説明10の地域おこし協力隊起業支援補助金、ただいま質問にもありましたけれども、これは具体的にもう決まっているということなんですけれども、具体的にどういった内容の起業になるのでしょうか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。副村長。

○副村長（角 幸治君） こちらはパン屋、地域おこし協力隊の中でパンやお菓子づくりの資格を持っている方が村内で同じように起業するという予定で、今、計画をしているものでございます。

ちなみに、この補助金の財源ですけれども、地域おこし協力隊が起業する場合の補助として、国から10分の10の補助金がございますので、それを充当する予定でございます。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。

10番、鈴木さん。

○10番（鈴木紀夫君） 地域おこし協力隊、これは期間が終わったらそのまま起業してもらって、村に残ってもらうというのが本来の目的ですので、その目的が達せられるというのは本当にいいことだなと思います。

12ページ、暮らし応援商品券925万円とありますが、これは何世帯で計算されているのでしょうか。大体ざっとですけれども、1世帯5,000円となると1,850世帯の計算になりますけれども、村内にそんなに多くありますか、世帯。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。副村長。

○副村長（角 幸治君） まずすみません。先程の答弁で1点修正なんですけれども、先程10分の10の補助金と申しましたけれども、10分の10の特別交付税が措置されるということでございます。

そして、商品券の配布先ですけれども、1,850世帯を予定しております。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。

10番、鈴木さん、

○10番（鈴木紀夫君） 村内の世帯数から見て、これ、どのくらい差額は見ているのでしょうか。実際はそんなにないですね。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。副村長。

○副村長（角 幸治君） 実態に即した世帯数になっております。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。

10番、鈴木さん。

○10番（鈴木紀夫君） 村内1,756世帯です、今、たしか。また上下しているかもしれませんが、100世帯も多く計算されているんですけども、これについて100世帯も多く見たというのは何か、短期間で10、20は増えないと思いますが。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 今の議員の1,750というのは、これは入居された世帯も含めてという計算になりますかね。多分そんなにさばは読んでいないと思います。ただ、予算措置をするのに取らないわけにいきませんから、若干のオーバーは見ていますけれども、私の感覚で千七百幾つというのはちょっと記憶にないんですけども、まずよく確認したいと思います。

いずれにしても、そんなに世帯以上に交付することはありませんので、交付世帯については処理をしたいと思います。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。

10番、鈴木さん。

○10番（鈴木紀夫君） それでは、16ページ。2項林業費のところのオリパラレガシー材使用加工品作成委託料216万2,000円。これは東京オリンピックで使った材料、材を村へ戻して加工し直すということです。これ、令和4年度に予算160万円を見て、令和4年度に実際100万円くらいで加工はされているんですけども、これとはまた違うということですか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。農林課長。

○農林課長（富樫吉栄君） ただいまのご質問にお答えします。

令和4年度にも同じように作成をさせていただきました。同じ材で、東京オリンピック・パラリンピックで使用した材料になります。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。

10番、鈴木さん。

○10番（鈴木紀夫君） 10番、鈴木です。

ということは、令和4年度でやり切れなかったものをまた今回やるということによろしいでしょうか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。農林課長。

○農林課長（富樫吉栄君） 令和4年度に、同じ材を使ってテーブルを5基と、ベンチを同じく21基作りました。観光施設といいますか、道の駅周辺に配置したところ好評でしたので、またそういうような希望がないかということで各館にまた希望を取りまして、今回また作成して設置するというような形でございます。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。

10番、鈴木さん。

○10番（鈴木紀夫君） それでは、17ページ。7款土木費のところでは赤谷の工事ですが、これは砂防ダムの工事に対する負担金でしょうか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。建設課長。

○建設課長（河内信幸君） 南赤谷集落の法面保護になります。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。

10番、鈴木さん。

○10番（鈴木紀夫君） 10番、鈴木です。

同じく17ページ、商工労働費の4目、説明の観光施設管理費、村有観光施設管理委託料、これも先程質問があった部分でございますが、これは人件費も見ているということですが、人件費、何名でどういった内容か教えてください。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。副村長。

○副村長（角 幸治君） このうちの人件費は、店長1名、従業員9名の10名分でございます。人件費はこのうち1,300万円となっております。

以上です。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。

10番、鈴木さん。

○10番（鈴木紀夫君） そうすると、期間は3月末まで、年度末までということでしょうか。

○村長（加藤 弘君） 答弁を求めます。副村長。

○副村長（角 幸治君） 8月1日から3月末までの8か月間を想定しております。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。

10番、鈴木さん。

○10番（鈴木紀夫君） 店長を含め10名ということですが、今現在は5名というふうな、先程の一般質問であったような気がしたんですが、10名まで増やすということですか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。副村長。

○副村長（角 幸治君） 恐らく先程の5名というのは、一斉退職の退職届を出したのが5名ということだと思います。現在採用しているのは10名でございます。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。

10番、鈴木さん。

○10番（鈴木紀夫君） その10名は全員あれですか、給与体系は同じなんでしょうか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。副村長。

○副村長（角 幸治君） 店長と従業員それぞれ前職、要はヤマサ商事の方が全員なんですけれども、前職の給与水準に合わせて設定してございます。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。

10番、鈴木さん。

○10番（鈴木紀夫君） 年度末といいますけれども、売上げが上がってくるわけですが、そういった売上げを人件費に回すというふうに考えるとそこまで必要ないかなと思うんですが、年度末まで予算で見たという経緯を教えてください。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。副村長。

○副村長（角 幸治君） あくまでも公社への施設の管理運営委託という形で委託しておりますので、年度末までの費用を計上しているということでございます。最終的に収益が上がった場合は、公社の決算時に処理されて村に返納があるということでございます。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。

10番、鈴木さん。

○10番（鈴木紀夫君） 10名とありますけれども、それは皆さんパート扱いなのか、それとも公社職員になるのか、その辺の待遇の内訳を教えてください。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。副村長。

○副村長（角 幸治君） 10名全員、会計年度任用職員としての採用でございます。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。

6番、加藤和泰さん。

○6番（加藤和泰君） 6番、加藤です。

ほぼ鈴木議員の質問と重複しますので取り下げます。

○議長（小澤 仁君） 7番、高橋正之さん。

○7番（高橋正之君） 7番、高橋です。

今の加藤議員と同じ質問だったので取り下げます。

○議長（小澤 仁君） 2番、加藤つや子さん。

○2番（加藤つや子君） 加藤です。

15ページなんですが、4目母子衛生費です。委託料の15万円、各種健診委託料なんですけれども、産婦健診ということで先程説明いただいたんですが、1人当たり幾ら、今現在何名分ということで確認をさせていただきます。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（渡邊浩一君） こちらにつきましては、産後2週間、産後1か月を目途とした2回を予定しておりまして、1回につき5,000円で15名分を計上してございます。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。

6番、加藤和泰さん。

○6番（加藤和泰君） 6番、加藤です。

12ページをお願いします。

説明14の商品券発行事業費、くらし応援商品券925万円。発行はいつ頃の目途で使用期間はどれぐらいというふうな想定でお考えでしょうか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。副村長。

○副村長（角 幸治君） 発行は10月下旬を想定しております。終期は1月末を予定しているところでございます。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。

加藤和泰さん。

○6番（加藤和泰君） 続きまして、11ページ、説明10の地域振興費、地域おこし協力隊起業支援補助金100万円。先程何度か説明していただきまして、任期満了によって起業するための特別交付税によるということでお話がありましたけれども、素晴らしいことでありますし、どういった部分でいろいろ活用されるのかということ、詳細が分かりましたらお願いします。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。副村長。

○副村長（角 幸治君） まず、この補助金の対象は設備費ですとか備品費、その他法人登記に要する経費ですとかマーケティングに要する経費に使用が可能になっております。今聞いている限りでは、実際には建物の改修費とか設備導入費に使用するというふう聞いております。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。

6番、加藤和泰さん。

○6番（加藤和泰君） もう1点、最後をお願いいたします。

17ページ、商工労働費、村有観光施設管理委託料、これは大分詳細に説明を受けたんですけども、全部で10名分の人件費というふうにお聞きしました。たしか前運営会社の方でこれぐらいの人間を雇用していたような記憶はないのかなと思うんですけども、管理公社体制になって企業的な感覚が薄れてこういうふうな大人数の状態になるようであるとちょっとよろしくないかなという考えもあるわけですけども、このあたりどのように分析されますか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。副村長。

○副村長（角 幸治君） 人数、前使用者のときは非常に人手不足、ローテーションも厳しいというふう聞いておりましたので、適正な人数で適正なシフトを組んで回せるのかなというふう、その中で質を上げていければというふう考えております。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。

6番、加藤和泰さん。

○6番（加藤和泰君） ありがとうございます。確かに人員不足が生じていた部分もあるかもしれ

ませんので、万全な体制で臨まれるということで期待をするところでありますけれども、そうしますと、様々な話題にありますこの店長なる方、いろいろ志した事業計画をある程度実行できる可能性が非常に高いという認識でよろしいでしょうか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 事業計画を私も初めて見たときに、これ全部本当にやれるのという計画になっていたもので、もともとから全て100%計画を実施しなければ駄目だなという感覚は持っていなかったんですけども、要はやろうとする努力をするかどうかというのはすごく大きな企業としてのポイントだと思っています。今回も、事業の中で全て100%はやれるとは思っておりませんが、少なくとも彼の話を聞けば、呪縛がなくなるというか、自分がしたいことができるという話なわけですから、1つでも多く事業計画が達成できるように、私としては今現在期待をしているところです。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。

6番、加藤和泰さん。

○6番（加藤和泰君） 村長おっしゃるように、私も非常に期待をしたいなというふうに考えております。よろしくお願いします。

○議長（小澤 仁君） 4番、近 敬志さん。

○4番（近 敬志君） 4番、近です。

同じような質問になります。17ページの施設管理委託料なんですけれども、先程回答で雇用体系が会計年度任用というふうにお聞きしました。8月1日から3月末までということでございます。

それでは、また4月になると新しく再雇用なりの手続をしないといけないんですけれども、それは継続する前提であるのか、それはゼロベースで考えているのかお答えください。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 今までの公社での運営が4月以降もせざるを得ないとなれば、今の雇用をチャラにして新たに新規募集ということは、これは人材は宝ですから、ノウハウのあった様々な今までの経験のある方を雇用、特段支障がなければ雇用を延長して引き続きお願いするというのが合理的じゃないかなと思っています。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。

ほか質疑ございませんか。10番、鈴木さん。

○10番（鈴木紀夫君） また、同じ17ページの観光施設管理費なんですけど、これは令和3年3月に私質問させていただいているんですけれども、この件に関して。契約期間は1年で、運営に支障なければ特別な事由がない限り5年間自動更新しますよと。1年後、相違があった場合は自動継続せずに再募集をかけるのかというような質問に対して、計画は全てうまく行かずとも、次年度に向けて

の努力をする姿勢があれば継続するというような内容で進めてきたわけなんですけれども、ということは、今の回答ですと、管理公社に対しては5年間とかそういった区切りはないということですか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 公社の理事会でもお話ししましたが、給与の処遇もそうですし、緊急避難で公社にお願いしたい。したがって、給与水準についてもヤマサとほぼ同じ給与水準で採用をしてくれという話をしていますので、これがずっと続くことは考えていませんし、できるだけ早く、本来もう少しあるべき体制に移行できればなと思っていますところ。

私としてはなるべく早くあるべき体制を整えたいと思いますが、それはいつできるかというのはなかなか今の段階では、状況としては判断できかねるところです。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。

10番、鈴木さん。

○10番（鈴木紀夫君） それでは、今のところはできないというような回答ですけども、村長の中には、今後、管理公社からどこか民間の企業に移す具体的な考えみたいな、ざっとでいいんですが、そういった考えはございますか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 今、実は管理公社というのは第2役場みたいな、かなり現業部門のような性格が強くなっていて、観光関係から道の駅、福祉、様々なものを請け負っておりまして、その経営体がそもそも公益財団法人としていいのかどうなのかというのが私は一つ疑問にあります。

そして、運営の仕方として、道の駅の中のあいさい市は企業だ、東桂苑は管理公社というのじゃなしに、道の駅全体をコーディネートできるようなもし組織ができれば、そこに事業をお任せして、場合によってはあいさい市で稼いだものについて道の駅の投資に向けられるようなものができればいいというのが私の今の思いですけどもね。そういうのがいいなという考えもありますし、あともう一つは、そうじゃなしに、本来のちぐら館・あいさい市をもっと情報発信する道の駅の拠点として、もしすばらしいことができるのなら、それはそれで新たな組織を設けてもいいのかなと思っていますけれども、一企業に使用許可を出して、ただどうぞというだけでは、やっぱり企業は利益優先になりますから、そういう意味では本当に地域、来場者からも親しまれるような、そういうインセンティブを持たせるような組織体制が本当はいいのかなと、様々、今、頭でめぐらしているんですけども、それをもうちょっと勉強して、今後の方針を決めたいなと思っています。

○議長（小澤 仁君） これで答弁を終わります。

ほか質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第44号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第44号については、委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） 討論なしと認めます。

これより議案第44号を採決します。

お諮りします。本案について原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

休憩します。14時20分まで。

午後2時10分 休 憩

午後2時20分 再 開

○議長（小澤 仁君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

副村長より、発言を求められますのでこれを許可します。副村長。

○副村長（角 幸治君） 先程鈴木議員のご質問にありました商品券配布世帯数についてですけれども、8月末時点で1,844世帯。ただ、この中には垂水の里50人、ケアハウス20人とございますので、これを除くと1,770ちょっとということになるところでございます。ただ商品券はこの方々にも配布しますので1,850で積算しているものでございます。

日程第13、議案第45号 令和5年度関川村介護保険事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（小澤 仁君） 日程第13、議案第45号 令和5年度関川村介護保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 議案第45号は、令和5年度関川村介護保険事業特別会計補正予算（第1号）でございます。

具体的な内容につきまして、健康福祉課長に説明させます。

○議長（小澤 仁君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（渡邊浩一君） それでは、令和5年度関川村介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について説明いたします。

既定の予算総額に歳入歳出それぞれ3,600万円を追加し、総額をそれぞれ10億2,910万円とするものです。

405ページをご覧ください。

歳出。

6款1項2目償還金でございますが、令和4年度の精算により3,200万円を追加するものでございます。

続いて、6款2項1目一般会計繰出金400万円につきましても精算による追加となります。

次に、404ページをご覧ください。

歳入。

8款1項1目繰越金です。今ほど説明した歳出における償還金、繰出金を合わせた3,600万円を前年度繰越金で対応することとして追加してございます。

説明は以上です。

○議長（小澤 仁君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第45号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第45号については委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） 討論なしと認めます。

これより議案第45号を採決します。

お諮りします。本案について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

日程第14、議案第46号 令和5年度関川村有温泉特別会計補正予算（第2号）

○議長（小澤 仁君） 日程第14、議案第46号 令和5年度関川村有温泉特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 議案第46号は、令和5年度関川村有温泉特別会計補正予算（第2号）でございます。

具体的な内容について、副村長に説明させます。

○議長（小澤 仁君） 副村長。

○副村長（角 幸治君） 議案第46号、関川村有温泉特別会計補正予算についてでございます。

701ページをご覧ください。

第1条で、歳入歳出それぞれ100万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ840万円とするものでございます。

705ページをご覧ください。

第1款施設費第1項施設管理費、10節需用費でございます。こちらは温泉施設管理費の修繕料として80万円を計上してございます。これは、湯沢の被災した県道を埋め戻す際に配湯管を修繕しておくものでございます。

次に、18節負担金補助及び交付金でございます。こちらは、新潟県中小企業団体中央会負担金20万円でございます。これは、今後、温泉の運営を地域の利用者を中心とした組合を立ち上げて、そちらに運営を委ねるということで今調整してございますけれども、組合を立ち上げる際に中小企業団中央会に加入しますといろいろなサポートを受けられるということで、今回、加入する方向で調整しているものでございます。

以上です。

○議長（小澤 仁君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。10番、鈴木さん。

○10番（鈴木紀夫君） 705ページ、温泉施設管理費のただいまの説明のところ、組合を立ち上げるということなんですけれども、これは地元の人で立ち上げるということでしょうか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。副村長。

○副村長（角 幸治君） 地域の利用者の皆さんで組合を立ち上げていただいて、そこで温泉を管理していくということを想定しております。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。

10番、鈴木さん。

○10番（鈴木紀夫君）　ということは、村が今までやっていた管理はもうやらないで、その組合が立ち上がれば、そちらにもう全てお任せするというようなことでよろしいでしょうか。

○議長（小澤　仁君）　答弁を求めます。副村長。

○副村長（角　幸治君）　基本的にはそういう方向で、今、地域と話をしております。

○議長（小澤　仁君）　答弁を終わります。

質疑ありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤　仁君）　これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第46号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤　仁君）　ご異議なしと認めます。

したがって、議案第46号については委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤　仁君）　討論なしと認めます。

これより議案第46号を採決します。

お諮りします。本案について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤　仁君）　ご異議なしと認めます。

したがって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

日程第15、同意第3号　関川村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

○議長（小澤　仁君）　日程第15、同意第3号　関川村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（加藤　弘君）　同意第3号は、関川村固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求めることについてでございます。

これまで加藤つや子さんに務めていただいておりますが、村議会議員との兼任ができないため、代わって、上川口の五十嵐一男さんを選任したいというもので、議会の同意を求めるものでございます。

任期は、残任期間の令和7年1月3日までです。

どうぞよろしく願いいたします。

○議長（小澤 仁君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています同意第3号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） ご異議なしと認めます。

したがって、同意第3号については委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） 討論なしと認めます。

これより同意第3号を採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案について同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（小澤 仁君） 起立多数です。したがって、同意第3号は同意することに決定しました。

○議長（小澤 仁君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

次回は9月19日火曜日、午後3時から会議を開きます。

大変お疲れさまでした。

午後2時30分 散 会

地方自治法第123号第2項の規定によりここに署名する。

令和5年9月7日

関川村議会議長

議 員

議 員